

SH1C4001-1982

社会保障研究所の概要

昭和 57 年度

社会保障研究所

東京都千代田区霞が関 3-3-4 (〒100)
(社会事業会館内)
電話 03 (580) 2511

— もくじ —

- 設立の趣旨… 1
- 設立およびこれまでの経過… 2
- 機 構… 14
- 昭和57年度事業計画および予算… 16
- 昭和57年度研究プロジェクト… 18
- 刊 行 物… 26
- 昭和56年度事業日誌… 33
- 役員・顧問・参与・職員名簿… 38
- 機関誌編集委員会構成員… 40
- 社会保障研究所法… 41
- 社会保障研究所定款… 51

設立の趣旨

わが国の社会保障制度は、近年かなりの発展をとげ、いわゆる国民皆保険および国民皆年金の体制も一応整いましたが、一歩その内容にたち入ってみると、いぜんとして各種の制度の間には著しいアンバランスがみられるばかりでなく、経済の成長を地域開発の進展あるいは人口構造の変化などに対して、社会保障の分野においてもこれに対処すべき新しい課題がつづきと加わっております。社会保障の問題については、基礎的総合的な観点から抜本的に検討を加えなければならぬといわれています。

しかしながら、これまでわが国の社会保障を基礎的総合的な立場から研究する組織的な体制にはほとんどみるべきものがなく、その立ちおくれが有識者から指摘されてきたのであります。すでに社会保障制度審議会においても昭和37年「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申おおよび社会保障制度の推進に関する勧告」において、この種の調査研究機関の設置を強く要請しておりました。

昭和40年1月、社会保障研究所はこのような事情のなかで、ひろく経済、財政、社会、人口問題、法制等の面から、社会保障全般についての基礎的総合的な調査研究を行なうことを目的とする特殊法人として設立されたのであります。

なお、社会保障研究所は欧文による名称を、THE SOCIAL DEVELOPMENT RESEARCH INSTITUTE といいます。

設立およびこれまでの経過

昭和39. 2. 18 6. 26	社会保障研究所法案国会提出 (付託) 法案成立	11. 10 11. 15	シンポジウム (旧第1回) 「社会保障とは何ぞや」 開催 (軽井沢) (7. 26~27)
7. 7 11. 24	社会保障研究所法施行 (法律第156号) 社会保障研究所所長たるべき者として一橋大学教授 山田雄三が大臣委員として受け、監査委員として社会保 障制度審議会会长長内兵衛ほか7名が任命された。	11. 10 11. 15	ISSA 文献委員会発足 第1回社会保障研究所基礎講座—社会明るセミナ ー開催 (日本労働銀行) (11. 15~18)
12. 17	社会保障研究所設立委員会を開催し、社会保障研 究所定款を決定	41. 2. 11	社会保障研究所設立 1周年記念講演会およびバーバ ティ開催 講演内容「福祉開拓の意義と条件」講演 者 蟻山政道 (帝國ホテル)
12. 21	社会保障研究所監事たるべき者として、監査委員 大学教授寺尾琢磨が大臣指名を受けた。	4. 1	昭和41年度新研究プロジェクトのもとに、部門別 研究会を從来の 5 研究会から 6 研究会に、合同研究 会を政策研究会に改め、トピックス的な問題をとり あげることとした。
40. 1. 11	設立登記完了により社会保障研究所成立 役員として次のとおり発令	5. 15 6. 2	常務理事木村又雄の辞職を発令 常務理事に河角泰助 (前総理府社会保障制度審議 会事務局長) を発令
○理事 (非常勤) 塩野谷九十九 (名古屋大学教授) ○顧問 大内 兵衛 (社会保障制度審議会会长) 東畑 楓一 (アジア経済研究所長)	7. 8 7. 18	第1回社会保障教室開講 (7. 8~9. 22) シンポジウム (旧第2回) 「社会保障の体系化」 開催 (箱根) (7. 18~19)	
長沼 弘毅 (厚生行政顧問) ○参与 馬場啓之助 (一橋大学教授) 福武 直 (東京大学教授) 館 稔 (人口問題研究所所長)	10. 12 10. 11	第2回社会保障研究所基礎講座—社会明るセミナ ー開催 (日本都市センター) (10. 12~15) 監事寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑楳一・長沼 弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直・館 稔再任	
総務部長に加地夏雄 (前社会保障研究所設立準備 事務局書記) を発令	1. 12 2. 1 3. 4	昭和41年度個人研究発表会開催 研究第2部長に地主重美を発令 研究第1部長に小沼 正を発令 昭和42年度公開研究発表会開催	
6. 1	研究課題ごとに設けられた 5 つの部門別研究会と 政策研究を中心とした合同研究会が発足	6. 27 9. 16	所長山田雄三、歐州の社会保障制度視察のため出 張 (10. 16まで)
6. 25	『季刊社会保障研究』創刊号発刊		

42. 10. 30	第3回社会保障研究所基礎講座－社会開発と社会保障セミナー－開催（日本都市センター）（10.30～11.2）	44. 8. 12	総務部長木代一男の辞職を発令、後任総務部長に福田芳助（前総理府社会保障制度審議会事務局長）を発令
11. 1	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令	8. 15	第1回公開研究座談会「老後保障の方向をめぐつて－英・米・アメリカにおける老人への実態と関連して－」開催
43. 2. 1	『海外社会保障情報』創刊号発刊	10. 27	第5回社会保障研究所基礎講座－地域社会と社会保障セミナー－開催（都道府県会館）（10.27～30）
2. 10	社会保障研究所シンポジウム（第1回・設立3周年記念）開催 テーマ「社会保障と労働」「社会保障と経済」「社会保障の拠出と給付」（弘済会館）	10. 31	顧問 今井一男任期満了により辞任
3. 1	総務部長加地寛雄の辞職を発令	11. 24	第2回公開研究座談会「イギリス年金白書と新しい国際動向について」開催
3. 2	総務部長に木代一男（前公害防止事業団総務部長）を発令	12. 9	顧問に今井一男（共済組合連盟会長）を発令
3. 19	所長山田雄三、日米文化教育事業委員会（アメリカ）に日本側代表として出席（3.25まで）	45. 2. 7	第3回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「社会保障における計画的視点」「医療保障の体系化」（弘済会館）
4. 1	研究第3部長に三浦文夫を発令	6. 2	第3回公開研究座談会「新経済社会発展計画と社会保障」開催
4. 14	主任研究員平石長久、欧米の社会保障研究のため出張（5.24まで）	6. 2	常務理事 河角泰助再任
5. 28	昭和43年度公開研究発表会開催	8. 11	第4回公開研究座談会「歐米諸国における公的扶助の動向」開催
10. 28	第4回社会保障研究所基礎講座－地域開発と社会保障セミナー－開催（日本都市センター）（10.28～31）	10. 19	第6回社会保障研究所基礎講座－社会開発と社会保障セミナー－開催（都道府県会館）（10.19～22）
44. 1. 10	参与 館 稔任期満了により辞任	46. 1. 11	監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任
1. 11	所長 山田雄三、理事（非常勤）塙野谷九十九、監事 寺尾琢磨、顧問 大内兵衛・東畑精一・長沼弘毅、参与 馬場啓之助・福武 直再任	2. 8	第4回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障とサービス」（弘済会館）
2. 7	第2回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「政治体制と社会保障」「法秩序における社会保障」「社会保障とサービス」（弘済会館）	6. 7	昭和44年度公開研究発表会開催
6. 3			総務部長福田芳助の辞職を発令

46. 6. 25	第5回公開研究座談会「コミュニティと社会福祉」開催	47. 10. 23	に出席 (10.20まで)
7. 1	総務部長に山崎 晋 (前社会保険大学校教務課長) を発令	48. 1. 10	第8回社会保障研究所基礎講座開催 (都道府県会館) (10.23~26)
8. 24	研究員高橋祐士、ECAFE 主催セミナー (パンフレクト) に参加 (9.10まで)	所長 山田雄三、顧問 大内兵衛・東畠精一・長沼弘樹、参与 福武 常任期満了により辞任	
9. 7	第6回公開研究座談会「西欧における社会保障動向」開催	理事 (非常勤) 馬場啓之助の辞任を発令 所長に馬場啓之助 (一橋大学名譽教授) が厚生大臣から発令された	
10. 18	第7回社会保障研究所基礎講座—社会計画と社会保障セミナー—開催 (都道府県会館) (10.18~21)	監事 寺尾琢磨再任 理事 (非常勤) に福武 直を発令	
11. 1	常務理事河角泰助の辞職を発令	顧問に山田雄三 (一橋大学名譽教授) を発令	
11. 15	常務理事に岡本和夫 (前総理府社会保障制度審議会事務局長) を発令	第6回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「福祉政策の基本的性格」「福祉政策と雇用問題」(豊が関東海俱楽部)	
12. 9	顧問 今井一男再任	4. 1 参与に平田留田郎 (早稲田大学教授) を発令 6. 6 第9回公開研究座談会「医療」開催	
47. 2. 7	第5回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済情勢の変化と社会保障」「医療問題の論点」(豊が関東海俱楽部)	8. 1 参与に浦田純一 (前厚生省環境衛生局長) を発令 10. 29 第9回社会保障研究所基礎講座開催 (都道府県会館) (10.29~11.1)	
4. 3	研究第3部長三浦文夫、欧洲の社会保障研究のため出張 (5.10まで)	12. 4 第10回公開研究座談会「コミュニケーション・ケアと社会福祉施設体系」開催	
5. 31	理事 (非常勤) 塩野谷九十九、参与 馬場啓之助の辞任を発令	顧問 今井一男任期満了により辞任	
6. 1	理事 (非常勤) に馬場啓之助、参与に塩野谷十九を発令	第7回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「インフレと福祉政策」「最低賃金と最低生活保障」(豊が関東海俱楽部)	
6. 12	第7回公開研究座談会「年金の自動調整」開催	6. 1 参与 塩野谷九十九再任	
9. 1	研究第1部長小沼 正を調査役に、後任研究第1部長に保坂哲哉を発令	6. 3 総務部長山崎 晋 の辞職を発令	
9. 22	第8回公開研究座談会「生活保護の動向」開催	6. 11 総務部長に田川 明 (前厚生省社会局生活課長)	
9. 30	所長 山田雄三、ISSA 常任委員会 (ジュネーブ)		

49. 6. 17	第11回公開研究座談会「ヨーロッパにおける最近の社会保障の動向」開催	を発令
8. 30	研究員大本圭野、社会保障制度研究のためギリス、スウェーデンほかに出張（50. 1. 6まで）	
11. 5	第10回社会保障研究所基礎講座開催（金日通労会館）（11. 5～8）	
11. 26	第12回公開研究座談会「生活調査における家族周期的アプローチ」開催	
50. 1. 11	監事 寺尾琢磨再任	
1. 25	顧問 山田雄三再任	
2. 10	第8回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「経済変動と社会保障」「福祉社会の社会組織—社会福祉におけるコミュニティのあり方一」（日本都市センター）	
2. 17	第9回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「インフレと社会保障」「社会保障と社会福祉—社会福祉の法的課題—」（福岡市民会館）	
2. 28	研究第3部長三浦文夫、（財）政策科学研究所研究視察団員としてスウェーデンほかに出張（3. 15まで）	
3. 31	調査役小沼 正の辞職を発令	
4. 1	参与 平田昌太郎再任	
6. 17	第13回公開研究座談会「年金制度と年金年齢」開催	
7. 22	社会保障問題シンポジウム開催、テーマ「低成長下の社会保障」「社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障（総論および老人の所得保障）」「人口構造の変化と社会保障（老人の保健医療）」	

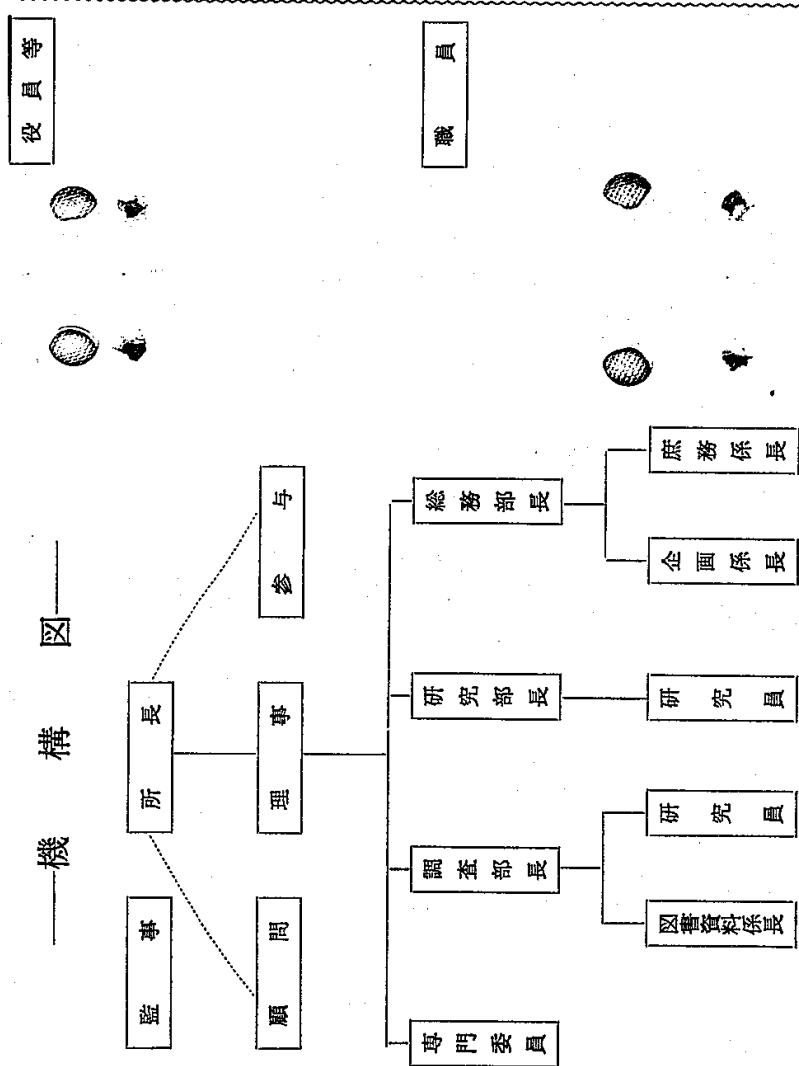
50. 7. 31	「経済社会の変化と社会福祉の役割」「地域社会と社会福祉」（7. 24まで、郷町会館）	研究第2部長地主重美、西欧諸国における社会保障政策に関する研究・調査のためイギリスほかに出張（12. 7まで）
8. 12	参与浦田純一任期満了により辞任 総務部長田川 明の辞職を発令、後任の総務部長に高橋三男（前厚生省児童家庭局児童手当課長）を発令	研究員小林良二、ブリティッシュ・カウンシルの研究奨学生としてイギリスに出張（51. 9. 13まで）
9. 6	第14回公開研究座談会「地域福祉と住民参加」開催	第14回公開研究座談会「地域福祉と住民参加」開催
9. 14		常務理事岡本和夫の辞職を発令、後任の常務理事に岸野俊太（元社会保険大学校長）を発令
10. 24		第11回社会保障研究所基礎講座開催（全日通労会館）（11. 14まで）
11. 1		第10回社会保障研究所シンポジウム開催、テーマ「減速経済下の完全雇用政策」「減速経済下の所得保障」「減速経済下の社会福祉」（健保会館）
11. 11		参与塩野谷九十九任期満了により辞任
51. 2. 9		第15回公開研究座談会「社会的支出と所得再分配」開催
5. 31		社会保障問題シンポジウム開催、テーマ「低成長下の社会保障」「社会保障と所得再分配」「人口構造の変化と社会保障（総論および老人の所得保障）」「人口構造の変化と社会保障（老人の保健医療）」
6. 1		社会保障問題シンポジウム開催、テーマ「社会保険費用と個人貯蓄」「社会保障における費用負担の社会経済的意義」「社会福祉における受益者負担」

51. 11. 9	「地方行政と社会福祉」(9.29まで、健保会張) 第12回社会保障研究所基礎講座開催 (11.12まで、全日本労働会館)	4.10 6. 1 7.11	等のため、デンマーク、イギリス、フランスに出張 (3.26まで) イギリス エセックス大学ピーター・タウンゼント教授講演『英國の老人福祉政策について』 参与 伊部英男再任 第18回公開研究座談会開催 テーマ「日本人の老人観」		
12. 10	研究員大本圭野、 日本中國友好協会主催による中國の社会福祉制度、 教育・生活行政視察のため出張 (12.25まで)	4.10 10. 24 12. 1 7.11	ト教授講演『英國の老人福祉政策について』 参与 伊部英男再任 第18回公開研究座談会開催 テーマ「日本人の老人観」 第14回社会保障研究所基礎講座開催 (10.27まで健保会館)		
12. 14	第16回公開研究座談会「独・仏疾病保険の諸問題と改革の方向」開催	54. 1.11 1.25 2. 6	監事 寺尾琢磨再任 顧問 山田雄三再任 第13回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ「社会保障と雇用政策」(健保会館)		
52. 1. 6	研究員 山崎泰彦、 社会保障に関する調査・研究等のためニュージーランド、 オーストラリアに出張 (3.28まで)	2. 8	研究員 城戸喜子 西ドイツ、 スウェーデンの福祉政策についての調査・研究等のため海外出張 (4.7まで)		
1. 11	所長 馬場啓之助、 監事 寺尾琢磨、 理事 福直再任	3.13 6. 28	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障政策の効果測定の枠組について——とくに医療費について」(霞が関東海俱楽部)		
1. 25	顧問 山田雄三再任	3.23	社会保障問題調査研究検討会 テーマ「社会保障政策と雇用問題の調整について」(霞が関東海俱楽部)		
2. 8	第11回社会保障研究所シンポジウム開催、 テーマ「日本の福祉社会」「社会福祉の日本的形式」(健保会館)	4. 1 6. 28	4. 1 7. 6 10. 1	参与 平田富太郎再任 第17回公開研究座談会「疾病保険の現金給付について」開催 社会保障問題シンポジウム開催、 テーマ「生活保障における企業の役割」「家族機能の変化と社会福祉」(10.6まで、 健保会館) 第13回社会保障研究所 基礎講座開催 (日赤会館10.28まで)	参与 平田富太郎再任 経務部長 高橋三男の辞職を発令。 後任に新飯田昇(前厚生省社会局旅務課課長補佐)を発令 第19回公開研究座談会開催 テーマ「社会保障の国民経済的効果に関する分析—年金制度について—」
10. 5	10. 25 53. 2. 8 3. 13	10. 25 10. 28 3. 13	10. 1 10. 25 10. 28	10. 1 10. 25 10. 28	10. 1 10. 25 10. 28

10. 22	第15回社会保障研究所基礎講座開催（健保会館 25日まで）		10. 27	策の総合化と給付配分」（健保会館） 第17回社会保障研究所基礎講座開催（健保会館 30日まで）	
11. 1	常務理事 岸野豊太再任	11. 1	理事 岸野豊太の辞職を発令、後任理事に田川明 (前厚生省大臣官房付) を発令	55. 2. 7	研究員小林良二 社会保障に関する調査・研究の ためカナダに出張（3. 22まで）
2. 15	第14回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ 「社会保障と財政」（健保会館）	57. 2. 9	第16回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ 「福祉改革の基本的方向を問う」（健保会館）	2. 29	研究第2部長 地主重美の辞職を発令
3. 31	研究第1部長 保坂哲哉の辞職を発令	3. 8	研究員高橋益士 社会福祉と社会保障に関する調 査・研究のためイギリス・西ドイツ・ハンガリー・ オランダ・オーストリアに海外出張。（3. 31まで）	6. 1	参与 伊部英男再任
10. 21	第16回社会保障研究所基礎講座開催（健保会館24 日まで）				
56. 1. 10	所長 馬場啓之助 任期満了により辞任 理事 (非常勤)福武 直、監事 寺尾琢磨任期満了により 辞任	1. 11	所長に福武 直(東京大学名誉教授)、監事に安川 正彬(慶應義塾大学教授)が厚生大臣から発令された 理事(非常勤)に小山路男(上智大学教授)を発令	1. 25	顧問 山田雄三再任
2. 1	参与に寺尾琢磨(慶應義塾大学名誉教授)、馬場啓 之助(一橋大学名誉教授)を発令	2. 13	第16回社会保障研究所シンポジウム開催 テーマ 「福祉社会の構想」（健保会館）	2. 26	研究員 岸 功 社会保障に関する調査・研究 のためベルギー、フランス、イスラエルに出来 (3. 26まで)
3. 31	研究部長 三浦文夫の辞職を発令	9. 29	公開研究座談会（第20回）開催 テーマ「福祉政 策の実現」		

構機

〈昭和57年4月1日現在〉



所長、理事、監事 本研究所の役員は、所長、理事および監事である。所長および監事は、厚生大臣が任命し、理事は厚生大臣の認可を受けて所長が任

命する。顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要事項を審議し、所長に意見を述べる。顧問は、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

参　与　参与は、所長の諮問に応じ、本研究所の専門業務の運営に関する事項を審議し、所長に意見を述べる。参与は、学識経験を有する者の中から、厚生大臣の認可を受けて所長が委嘱する。

専門委員　専門委員は、所長の命を受けて調査研究の企画および調整に参画し、または専門的な調査研究を行なう。

研究員 それぞれ経済学、社会学、社会政策等の専門学者として、社会保障に関する制度、経済、社会等の面からの分析研究を行なう。
事務職員 研究所の庶務、人事、会計、会議、出張等の管理事務を行なう。

昭和57年度事業計画および予算

昭和57年度事業計画

社会保障研究所は、社会保障研究所法に規定する目的を達成するため、昭和57年度事業として次の事業を行うが、研究事業費として30,985千円を予定している。

I 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究

1. 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルポリシー論に関する研究
(昭和57年度～昭和58年度・2か年計画)

2. 高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究
(昭和57年度～昭和58年度・2か年計画)

3. 福祉サービスへの労働力配分に関する研究
(昭和56年度～昭和57年度・2か年計画)

4. 社会福祉の課題と展望
(昭和57年度・1か年計画)

5. 社会保障の基本問題に関する研究
(昭和57年度～昭和59年度・3か年計画)

II 社会保障に関する情報および資料の収集

1. 国内および海外における社会保障に関する文献図書及び資料等の収集

2. 海外における図書、資料の紹介および情報の交換
国連等を中心とする海外の図書、資料の翻訳、紹介を行なうほか、ISSA 関係の資料活動を引き続き実施する。

III 調査研究等の成果の普及

1. 『季刊社会保障研究』の発行
2. 『海外社会保障情報』の発行
3. 研究叢書、翻訳叢書、所報等の発行
4. 基礎講座、シンポジウム等の開催
5. その他成果の普及に必要な事業

○昭和57年度収入支出予算

(単位: 千円)

区	支	出	収		入
			区分	本年度予算額	
研究管文研予	理人理研究	運事事務準備	營務費業費	219,172 179,468 30,155 126	政府補助金
			費	149,187	216,166
			費	30,985	3,006
			費	8,719	
			計	219,172	219,172

昭和57年度研究プロジェクト

研究課題 I 西欧諸国におけるソーシャルポリシーとソーシャルボリシ

一論に關する研究

(研究目的)

西欧諸国における社会政策の基礎的諸理論を展望、整理し、それぞれの政策との関連で実証することによって、今後に予測される社会的変化に取組した、我が国における社会政策の新しい役割と責任の構築に資することとする。

(研究項目)

1. ソーシャルポリシー論の学説的位置づけ
2. 福祉社会の現実とソーシャルボリシー
3. ソーシャルボリシー論と社会保障政策

(研究会の構成員)

- 主査 小山 路男 (上智大学教授・理事)
幹事 堀本一三郎 (社会保障研究所研究員)
幹委員 大谷津晴夫 (南山大学講師)
小林 良二 (東京都立大学助教授)
高橋 純士 (社会保障研究所研究員)
武川 正吾 (慶應義塾大学教授・専門委員)
庭田 範秋 (社会保障研究所研究員)
平岡 公一 (社会保障研究所研究員)

(研究計画)

1. 昭和57年4月～昭和59年3月の2か年計画とする。
2. 昭和57年度は、主として次の事項について研究する。
 - (1) 英・仏・西独を中心とした西欧諸国における社会政策の基礎理論をサーブェイし、国別、体系別に整理すること。
 - (2) 西欧諸国の直面している経済、福祉、国民生活、文化

等における危機を分析し、福祉国家の問題の所在を摘出すること。

3. 昭和58年度は、主として次の事項について研究する。

(1) 西欧諸国における社会政策論と現実の社会政策との関連を歴史的に、理論的に実証すること。

(2) 社会政策の新しい役割と責任を、経済的・社会的・文化的要因との関連で導出すること。

4. 昭和57年度は、中間の検討状況をとりまとめ、昭和58年度末に最終報告を公表する。

研究課題 II

高齢者世帯の家計行動と社会保障に関する研究

(研究目的)

高齢化社会において、高齢者世帯の生活が、如何にして生まれ、如何なる特徴をもち、如何なる制約がみられるかを、おもに高齢者の労働供給、消費行動、および貯蓄行動に焦点をあてて理論的・実証的分析を行ない、年金等の社会保障がそれらの高齢者の家計行動に如何なる役割と意味をもつかを検討する。

(研究項目)

1. 高齢者世帯の家計構造と社会保障
2. 高齢者の労働供給と社会保障
3. 高齢者世帯の消費行動
4. 高齢者世帯の貯蓄行動

(研究会の構成員)

- 主査 西川 俊作 (慶應義塾大学教授・専門委員)
幹事 三上美子 (社会保障研究所研究員)
幹委員 宇野 正道 (社会保障研究所研究員)

桑島 靖夫（労働省職業安定局高齢者対策部
企画課政策係長）
清家 篤（慶應義塾大学助手）
曾原 利潤（社会保障研究所主任研究員）
袖井 孝子（お茶の水女子大学助教授）
平石 長久（社会保障研究所調査部長）

(研究計画)

1. 昭和57年4月～昭和59年3月の2か年計画とする。
2. 昭和57年度は、主としてつきの事項について研究を行なう。

(1) 高齢者世帯の所得構造と支出構造の分析

(2) 高齢者の労働供給についての実証研究

(3) 高齢者の社会保障と就労の相互関係について検討

3. 昭和58年度は、主としてつきの事項について研究を行なう。
- (1) 高齢者世帯の消費構造および消費需要について実証分析
- (2) 高齢者世帯の貯蓄について実証研究
- (3) 高齢者の社会保障と消費・貯蓄の相互関係について検討

4. 昭和57年度は、中間の検討状況をとりまとめ、昭和58年度末に最終報告を公表する。

研究課題III

福祉サービスへの労働力配分に関する研究

(昭和56年度より継続)
高齢化社会の到来は、各福祉サービスへの需要を増大させ

る一方、生産年齢人口の相対的減少と共に生産年齢人口自体の中高年化をもたらす。このような条件の中で不足勝ちの労働力を、全産業部門にどのように配分することが可能であり、又、望ましいかといいう視点から、福祉サービス各小部門におけるマンパワーの供給を予測する。

さらに、福祉サービスの特異性を考慮したうえで、制度的条件、供給条件及び各種前提を変更することにより、マンパワーの需給予測の結果がどのように変化するか検討し、また、ボランティアの果す役割を考察する。

(研究項目)

1. 需要計測
2. 供給計測
3. 制度的要因の検討
4. 労働条件の国際比較

(研究会の構成員)

主査 江見 康一(一橋大学教授・専門委員)
幹事 城戸 喜子(社会保障研究所主任研究員)
委員 井口 直樹(厚生省医務局指導助成課課長補佐)
岡崎 陽一(人口問題研究所所長)
冷水 豊(東京都老人総合研究所研究員)
地主 重美(千葉大学教授・専門委員)
都村 敦子(社会保障研究所主任研究員)
飼岡 勇(雇用職業総合研究所副所長)
平岡 公一(社会保障研究所研究員)

(研究の期間)

昭和57年4月～昭和58年3月

研究課題IV

社会福祉の課題と展望

(研究目的)

社会福祉ニードの動向について必要な基礎データを収集、整理し、対人福祉サービスの概念を基本的枠組みにして、将来にわたる社会福祉の政策課題を検討する。

(研究項目)

1. 社会福祉サービスの体系化と基本理念
2. 社会福祉ニードの動向と予測
3. 社会福祉施設体系の再編
4. 社会福祉の要員問題
5. 社会福祉の供給組織とそのあり方
6. 社会福祉の財政と費用負担
7. 社会福祉の運営組織

(研究会の構成員)

- | | | | | | | | |
|-------|-----------------------|-------------------|-------------------------|--------------------------|-------------------------|----------------------|------------------------|
| 主 委 事 | 福武 直 (社会保障研究所所長) | 岸 功 (大正大学助教授) | 戸塚 政男 (東京都福祉局総務部調査課長) | 根本 嘉昭 (厚生省社会局庶務課社会福祉専門官) | 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授・専門委員) | 三和 治 (明治学院大学教授) | 和田 敏明 (全国社会福祉協議会地域組織部) |
| 幹 事 | 高橋 淳士 (社会保障研究所研究員) | 小林 良二 (東京都立大学助教授) | 小林 豊 (東京都老人総合研究所社会学部室長) | 坂田 周一 (長野大学専任講師) | 坂田 周一 (長野大学専任講師) | 冷水 豊 (東京都老人総合研究所研究員) | 冷水 豊 (東京都老人総合研究所研究員) |
| 委 員 | 平岡 公一 (社会保障研究所社会学部室長) | 岸 功 (大正大学助教授) | 戸塚 政男 (東京都福祉局総務部調査課長) | 根本 嘉昭 (厚生省社会局庶務課社会福祉専門官) | 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授・専門委員) | 三和 治 (明治学院大学教授) | 和田 敏明 (全国社会福祉協議会地域組織部) |

(研究の期間)

昭和57年4月～昭和58年3月

研究課題V

社会保障の基本問題に関する研究

(研究目的)

ペヴァリッジ報告から40年を経過し、社会保障制度審議会の『社会保障制度に関する勧告』から30年を経過した現在、高齢化社会の到来、価値觀の変化、安定成長経済への移行等の諸状況を見通したうえで、新たな福祉国家像を構築することうが喫緊の課題となっている。

(研究項目)

1. 社会保障の基本理念・政策原理について
2. 政府公共部門の役割と責任
3. 政策手段の体系化
4. 給付水準と費用負担
5. 教育・雇用・住宅等

(研究会の構成員)

- | | | | | | | | |
|-------|-------------------|-------------------|-----------------------|--------------------------|-------------------------|-----------------|------------------------|
| 主 委 事 | 福武 直 (社会保障研究所所長) | 岸 功 (大正大学助教授) | 戸塚 政男 (東京都福祉局総務部調査課長) | 根本 嘉昭 (厚生省社会局庶務課社会福祉専門官) | 三浦 文夫 (日本社会事業大学教授・専門委員) | 三和 治 (明治学院大学教授) | 和田 敏明 (全国社会福祉協議会地域組織部) |
| 委 員 | 山田 雄三 (社会保障研究所顧問) | 小山 路男 (社会保障研究所理事) | 安川 正彬 (社会保障研究所監事) | （研究会の構成員） | （研究会の構成員） | （研究会の構成員） | （研究会の構成員） |

(研究計画)

1. 昭和57年4月～昭和60年3月の3か年計画とする。
2. 昭和57年度は、研究の第一段階とし、主たる研究項目のそれについての基礎的な諸理論を整理し、実証することうによって最終的なとりまとめたため諸準備を完了することを目的とする。委員外の専門研究者による講演形式の研

充会にも重点を置くこととする。
3. 昭和57年度・58年度とも中間の検討状況をとりまとめ、
昭和59年度中に最終報告を公表する。

研究会

社会保障をめぐる基礎的知識を深めることも、社会保障政策の現実的動向を把握するために、研究プロジェクトに則した研究会とは別に次の研究会を設置する。
●政策研究会

社会保障研究所基礎講座

(1) 越 旨

この基礎講座は、社会保障研究所の行う研究事業普及の一環として、主として地方公共団体等の職員の方々の参加を得て実施するものである。
すなわち、変動する現在の経済・社会的諸条件を背景として、社会保障とその周辺にかかる諸問題をとりあげ、受講者に対して、理論と実践の両面から当面するこれら諸問題の解明とその分析に必要な指針を提供しようとするものである。

(2) 受講対象者

地方公共団体等における社会保障、地域計画等関係部局の中堅職員

(3) 定 員

150名

(4) 時 期
昭和57年10月下旬予定（例年通り）

刊行物

『季刊社会保障研究』

この機関誌は、狭く社会保障に限らず、社会開発とか福祉国家とかに関する論文もとりあげ、執筆陣も研究员のほかに広く学界その他の参加を求めて、やや水準の高い学術雑誌であることを期待し、年4回(Vol. 18, No. 1~No. 4)刊行する。

『海外社会保障情報』

この情報は、海外における社会保障制度の動向および学術的な調査研究を迅速かつ的確に収録し、年4回(No. 58~No. 61)刊行する。

機関誌

調査研究等の成果の普及の一環として関係文献の翻訳を行なっている。既刊は次のとおりである。

- 1 ILO 編『世界各国における社会保障の費用(1958~1960)』
- 2 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1964)』
- 3 R.M. ティトマス著『福祉国家の理想と現実』(谷訳)
- 4 M.S. ゴードン著『社会保障の経済分析』(地主他訳)
- 5 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1967)』
- 6 ILO 編『世界各国における社会保障の費用(1961~1963)』
- 7 ベザリジ報告『社会保険および関連サービス』(山田他訳)
- 8 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1969)』(平石, 保坂, 山崎訳)

翻訳叢書

- 1 R.M. ティトマス著「社会福祉と社会保障」(三浦・渡辺他訳)
- 10 「ILO・社会保障への途」(塩野谷, 平石, 高橋訳著)
- 11 ILO 編『世界各国における社会保障の費用(1964~66)』(平石, 保坂, 山崎訳)
- 12 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1973)』(岡本, 平石, 山崎訳)
- 13 アメリカ保健教育福祉省編『世界各国の社会保障制度(1977)』(平石, 山崎訳)

研究叢書

- 研究员および専門委員等の調査研究の成果を叢書にし、広く発表している。既刊は次のとおりである。
- 1 『社会保障研究序説』(山田著)
 - 2 『インド社会保障の史的考察』(平石著)
 - 3 『家族周期と児童養育費』—児童養育費調査報告書(中鉢編)
 - 4 『家族周期と家計構造』(中鉢編)
 - 5 『経済発展と福祉社会』(小山・藤澤他著)
 - 6 『社会保障水準基礎統計』(研究所編)
 - 7 『貧困—その測定と生活保護—』(小沼著)
 - 8 『高齢化社会の家族周期』(中鉢編)
 - 9 『家族周期と世代間扶養』(中鉢編)

所内研究資料

研究中間報告、議事録および文獻解説などを取り扱う。既刊は次のとおりである。

- No. 6501 文献解説「社会計画の方法論に関する基礎問題」
- No. 6502 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その1)」
- No. 6503 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その2)」
- No. 6504 中間報告「国民所得における社会保障費の統計的研究」
- No. 6505 文献解説「社会指標と経済指標の相關」
- No. 6506 議事録「シンポジウム『社会保障とは何ぞや』(その3)」
- No. 6601 個人研究中間報告「日本における地域別統計による経済的要因と社会的要因との相関について」
- No. 6602 文献解説「経済発展における所得の地域格差」
- No. 6603 議事録「児童手当制度について、経済計画における社会保障」
- No. 6604 文献解説「生活水準指數」
- No. 6605 議事録「社会保障の体系化」
- No. 6606 翻訳「ドイツ連邦共和国内の社会保障—社会実態調査—」
- No. 6701 中間報告「年金積立金運用の原理と運用方法」
- No. 6702 中間報告「わが国の生活水準指數—国連方式による計算 大正14年～昭和40年—」

- No. 6703 個人報告「山田渡欧報告」
- No. 6704 中間報告「近郊都市の老人をめぐる社会的関係網」
- No. 6705 議事録「医療保険と医療保健—改革試案の内容について—」*
- No. 6801 「日本の社会保障」
- No. 6802 中間報告「アメリカの社会保障」
- No. 6803 中間報告「アメリカにおける老人対策の展開(1959～1963)－アメリカ上院老人問題特別委員会報告を中心に—」
- No. 6804 「新聞論調よりみた社会保障の展開とマス・コミの機能」
- No. 6805 「高齢者就労の実態と問題点」
- No. 6806 翻訳「国民老齢退職金と社会保険」*
- No. 6901 中間報告「社会资本の経済分析」
- No. 6902 中間報告「医療サービスの経済分析」
- No. 6903 中間報告「社会保障と所得再分配—実証と分析—」
- No. 6904 「貧困水準測定のための基礎資料」
- No. 6905 「高齢者世帯における生計費に関する研究資料」*
- No. 7001 文獻解説「ラッセル・サーティ、ファンデーション刊『社会変化の諸指標』」
- No. 7002 中間報告「年金給付水準の国際比較」
- No. 7003 「社会福祉、社会保険関係目録(論文の

部)一社会福祉を中心(1960~1970)ー】

- *
No. 7101 中間報告「負の所得税に関する研究」
No. 7102 文献解説「社会経済的ディベロメント
の内容測定」
No. 7103 文文献解説「西ドイツ中期社会予算と社会
保障論の一系譜」
No. 7104 中間報告「国連『国民勘定統計』による
社会的消費の国際比較的研究」
*
No. 7201 「労務管理と社会保障—健康保険の問題
を背景として」
No. 7202 中間報告「アメリカの社会保障(II)」
No. 7203 中間報告「国民勘定統計と ILO 統計に
よる保険費用の国際比較」
No. 7204 中間報告「多問題家族に関する研究」
*
No. 7301 中間報告「社会的アンバランスに関する
統計的研究」
*
No. 7401 翻訳「イタリアの労災補償」
*
No. 7501 文文献紹介「各国社会指標関連報告の比較」
*
No. 7601 翻訳「イタリア経済・労働国民審議会
『社会保障改革に関する報告と提案』1963」
*
No. 7701 翻訳「施設ケアの検討」

*

No. 7801 要介護老人数と介護に必要なサービスマ
ンパワーの将来推計

*

No. 7901 医療政策の効果測定に関する理論的枠組
みについて—とくに予防医療の効果を中心
に—

No. 7902 世帯からみた社会保障の所得再分配効果
—国民健康保険の拡出の分析—

No. 7903 被保護世帯と一般世帯の間の消費水準格
差の測定と保護基準の算定に全世界等 1.5
分位階級消費水準を物指しにする方法につ
いての検討

No. 7904 医療費増嵩の需要・供給分析

No. 7905 高齢者の福祉と雇用について

No. 7906 '80年代の社会福祉についての調査報告
*'

No. 8001 社会保障の政策効果測定に関する研究
No. 8002 中間報告「社会保障と税制との相互調整
ならびに給付配分の効率性に関する理論的
実証的研究(I)」

No. 8003 中間報告「社会保障と税制との相互調整
ならびに給付配分の効率性に関する理論的
実証的研究(II)」

1 「戦後の社会保障(本論)」
2 「戦後の社会保障(資料)」
3 「現代の福祉政策」(設立10周年記念論文集)
4 「日本社会保障資料 II」

单行本

昭和56年度事業日誌

- 5 「日本社会保障前史資料第1巻
（Ⅰ保健・医療（上））」
- 6 「日本社会保障前史資料第2巻
（Ⅰ保健・医療（下））」
- 7 「日本社会保障前史資料第3巻（Ⅱ社会保険）」
- 1 「社会保障の潮流—その人と業績」
- 2 「社会福祉の日本の展開」

社会保障遺書

〔研究会〕

		〔研究会〕
5. 8	昭和56. 4. 30	年金改革問題研究会 第1回 報告内容「懇談会等における年金改革構想について」報告者：上智大学教授 小山路男
5. 8		第2回 報告内容「政党・団体等の年金改革構想」報告者：上智大学講師 山崎泰彦
5. 26		第3回 報告内容「昭和48年以降の年金改正の考え方について」報告者：厚生省年金局企画課企画係長 河幹夫
6. 23		第4回 報告内容「障害者の所得保障の在り方にについて」報告者：主任研究員 堀勝洋
7. 28		第5回 報告内容「公的年金と私的年金との調整」報告者：慶應義塾大学教授 庭田範秋
9. 8		第6回 報告内容「通算年金制度の問題点と課題」報告者：厚生省児童家庭局母子福祉課課長補佐河幹夫
9. 24		第7回 報告内容「年金財政の将来見通し」報告者：厚生省年金局数理課長補佐 戸田五七郎
10. 8		第8回 報告内容「年金の国際通算および外国人適用」報告者：調査部長 平石長久
10. 15		第9回 報告内容「年金改革の構想の再検討」報告者：上智大学講師 山崎泰彦
11. 12		第10回 報告内容「高齢者の保護率と年金の関係についての若干の考察」報告者：主任研究員 曽原利滿
11. 26		第11回 報告内容「年金と福祉—年金制度成熟下の老人福祉対策」報告者：主任研究員 堀勝洋
昭和57. 1. 12		第12回 報告内容「年金と老人医療」報告者：慶

2.18	慶應義塾大学教授 庭田範秋 第13回 報告内容「共済年金の現状と問題」報告 者：大蔵省主計局共済計理官 峯村栄司	昭和56. 4.14	社会分析研究会 第1回 報告内容「身体障害者雇用の現状と問題 点」報告者：身体障害者雇用促進協会調査役 手塚直樹	
5.14	昭和56. 6. 4	経済分析研究会 第1回 報告内容「1980年代の国民生活政策体系 について」報告者：一橋大学教授 江見康一	昭和56. 4.14	社会分析研究会 第2回 報告内容「障害者の住宅と生活環境」報 告者：日本大学助教授 野村 敏
7. 2	7. 23	第2回 報告内容「女子就業の決定要因」報告 者：雇用職業総合研究所客員研究员 古郡鞠子 第3回 報告内容「サッチャー政策下の福祉政策 について」報告者：厚生省医務局総務課長補佐 井口直樹	昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第3回 報告内容「マクロ・モデルの新しい関数 の測定結果について」報告者：経済企画庁経済研究 所主任研究官 林 英機
10. 6	10. 12	第4回 報告内容「福祉と医療におけるマンパ ワーの相異」報告者：国立公衆衛生院衛生行政室長 西 三郎 第5回 報告内容「福祉サービスへの労働力配分 について」報告者：研究員 城戸喜子	昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第2回 報告内容「社会保障マクロ・モデルにお ける個別方程式の再計算」報告者：経済企画庁経済 研究所主任研究官 林 英機
11. 12	11. 24	第6回 報告内容「人口の高齢化と年金制度にお ける世代間再分配」報告者：一橋大学助教授 高山 憲之	昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第3回 報告内容「労働力人口と年金受給者数の 将来推計」報告者：研究員 岸 功
12. 10	12. 14	第7回 報告内容「日本の労働力人口の見通しと 福祉マンパワー」報告者：厚生省人口問題研究所人 口政策部長 岡崎陽一 昭和57. 1. 28	昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第4回 報告内容「高齢者の労働力参加率の将来 推計について」報告者：研究員 三上英美子
10. 5	11. 9	第8回 報告内容「社会保障と税制との相互調整 —わが国の年金および医療について」報告者：主任 研究員 都村敦子 第9回 報告内容「単身生活者と結婚生活者の平 均税率の国際比較」報告者：慶應義塾大学助教授 飯野博四	昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第5回 報告内容「マクロ・モデルにおける社会 保険負担について」報告者：経済企画庁経済研究 所主任研究官 林 英機
12. 14			昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第6回 報告内容「高齢者の労働力変動の要因分 析」報告者：研究員 三上英美子
			昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第7回 報告内容「生産関数・福利支出関数等の別 推計について」報告者：研究員 岸 功
			昭和56. 4.13	政策効果測定研究会 第8回 報告内容「生産関数の改訂について」報告 者：研究員 岸 功

昭和57. 1. 18	告者：豊橋技術科学大学助教授 林 英機 第9回 報告内容「生産効率の新推計中間報告」	[研究成果等の普及事業] 昭和56. 9. 29
2. 22	報告者：研究員 岸 功 第10回 報告内容「被保険者数の推計について」	
3. 8	報告者：筑波大学教授 市川 洋 第11回 報告内容「シミュレーション結果の検討」報告者：研究員 岸 功	10. 27～30 昭和57. 2. 9
昭和56. 5. 7	政策研究会 第1回 報告内容「社会保障と労使関係—ニュージーランドとオーストラリアの旅から」報告者：元北九州大学教授 高橋 武 第2回 報告内容「第二次臨時行政調査会“第一次答申”について」報告者：厚生省大臣官房総課課長補佐 加納正弘	[役員会等] 昭和56. 4. 14 4. 17 5. 19 6. 9 7. 3 7. 14 9. 8 10. 7 10. 13 11. 9 12. 4 昭和57. 1. 12 1. 19 2. 8 3. 10
7. 21	第3回 報告内容「企業年金の現状と展望」報告者：日本国民生命取締役 村上 清 第4回 報告内容「保育所の問題について」報告者：厚生省児童家庭局母子福祉課長 横尾和子 第5回 報告内容「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」報告者：厚生省社会局老人福祉専門官 田中莊司 第6回 報告内容「昭和57年度厚生省予算について」報告者：厚生省大臣官房会計課課長植佐 木本 忠男	定例役員会開催 (第166回) 参与会開催 (第1回) 定例役員会開催 (第167回) 定例役員会開催 (第168回) 参与会開催 (第2回) 定例役員会開催 (第169回) 定例役員会開催 (第170回) 参与会開催 (第3回) 定例役員会開催 (第171回) 定例役員会開催 (第172回) 合同役員会開催 (第173回) 定例役員会開催 (第174回) 合同委員会開催 定例役員会開催 (第175回) 定例役員会開催 (第176回)
9. 1	第7回 報告内容「アメリカの老人問題」報告者：国立公衆衛生院社会保健室長 前田信雄	*

役員・顧問・参与・職員名簿

〈昭和57年4月1日現在〉

★ 役 員

所長	福川	直明	
理事(非常勤)	山川	路正	上智大学教授
監事(非常勤)	小安	杉川	慶應義塾大学教授

★ 職 員

総務部長	新飯田	新飯田	久昇
研究部長	石平	(調査部長)	餅任
調査部長	"	溝子洋子	
主任研究員	"	利敦勝喜	
	"	原村戸	
	"	曾都堀城	

★ 顧問・参与

顧問	山間	田山	雄三郎	太助	磨琢磨
参	平与	田伊	智英	启	琢琢
参	与	馬	場	尾寺	
参	与	寺	啓	与	
参	与	馬	尾	寺	

(アイウエオ順)

専門委員(非常勤)	江地	江地
"	西庭	西庭
"	三	三
"	"	"
"	"	"

一橋大学教授
千葉大学教授
慶應義塾大学教授
日本社会事業大学教授

機関誌編集委員会構成員

(昭和54年度)

編集委員長
　　直夫 四正二男 美久哉 夫彬
　　和靖 良路 重長 哲文 正安
福井 野沼 林山 主石坂 浦川
飯小 小地 平保 三
　　(社会保障研究所所長)
　　(津田塾大学教授)
　　(慶應義塾大学教授)
　　(東京都立大学助教授)
　　(上智大学教授)
　　(千葉大学教授)
　　(社会保障研究所調査部長)
　　(金沢大学教授)
　　(日本社会事業大学教授)
　　(慶應義塾大学教授)

★ 季刊社会保障研究編集幹事

城戸喜子 (社会保障研究所主任研究員)
高橋一三郎 (社会保障研究所研究員)
(社会保障研究所主任研究員)
(社会保障研究所主任研究員)

★ 海外社会保障情報編集幹事

都村敦子 (社会保障研究所主任研究員)
勝洋 (社会保障研究所主任研究員)
堀

社会保障研究所法

昭和39年7月7日法律第156号
昭和45年6月1日法律第111号

次	目	則
第1章	總務員	(第1条—第7条)
第2章	役員	等 (第8条—第16条)
第3章	業務	務 (第17条・第18条)
第4章	財務及会計	(第19条—第26条)
第5章	監督	督 (第27条・第28条)
第6章	雜則	則 (第29条・第30条)
第7章	罰則	則 (第31条—第35条)
附		

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会保障研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行い、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第2条 社会保障研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第3条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(定款)

第4条 研究所は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) 事務所の所在地

(4) 役員に関する事項

(5) 業務及びその執行に関する事項

(6) 資産に関する事項

(7) 会計に関する事項

(8) 定款の変更に関する事項

2 定款の変更（厚生省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 研究所は、前項の厚生省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、運営なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

(登記)

第5条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

(名称の使用制限)

第6条 研究所でない者は、社会保障研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第44条〔法人の不法行為能力〕及び第50条〔法人の住所〕の規定は、研究所に準用する。

第2章 役 員 等

(役員)

第8条 研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第9条 所長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、所長を補佐して研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、研究所の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるとときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第10条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて、所長が任命する。

(役員の任期)

第11条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の次格条項)

第12条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

（1）国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長

(2) 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

（役員の解任）

第13条 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 厚生大臣又は所長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるとときは、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

（役員の兼職禁止）

第14条 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に從事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第15条 研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

（職員の任命）

第16条 研究所の職員は、所長が任命する。

（業務）

第17条 研究所は、第1条【目的】の目的を達成するため、次の業務を行なう。

(1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

(2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。

(3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けなければならない。

第18条 研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けなければならない。

第4章 財務及び会計

（事業年度）

第19条 研究所の事業年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日に終わる。

（予算等の認可）

第20条 研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを要更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第21条 研究所は、毎事業年度、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第22条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定に

よる積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は
繰越欠損金として整理しなければならない。
(借入金)

第23条 研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることが
できる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければ
ならない。
(余裕金の運用)

第24条 研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便
貯金にするほか、これを他に運用してはならない。
(給与及び退職手当の支給の基準)

第25条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給
の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。
このを変更しようとするときも、同様とする。

(厚生省への委任)

第26条 この法律に規定するものほか、研究所の財務及び会計に関する
必要な事項は、厚生省令で定める。

第5章 監 督

(監督)

第27条 研究所は、厚生大臣が監督する。

2 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、
研究所に対して、その業務に関する必要な命令をすることができ
る。

(報告及び検査)

第28条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めると
は、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立
ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分
を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第6章 雜 則

(解散)

第29条 研究所の解散については、別に法律で定める。

(協議)

第30条 厚生大臣は、次の場合には、あらかじめ大臣に協議しなければ
ならない。

- (1) 第4条第2項〔定款の変更の認可〕、第17条第2項〔業務の認可〕、
第20条〔予算等の認可〕は第23条第1項〔一時借入金の認可〕の規
定による認可をしようとするとき。
(2) 第21条第1項〔財務諸表の承認〕又は第25条〔給与及び退職手当
の支給の基準の承認〕の規定による承認をしようとするとき。
(3) 第29条〔財務及び会計に関する事項の省令委任〕の厚生省令を定
めようとするとき。

2 厚生大臣は、第20条〔予算時の認可〕の認可をしようとする場合に
おいて、必要があると認めるとときは、関係行政機関の長の意見を聞く
ものとする。

第7章 罰 則

(罰則)

第31条 研究所の役員又は職員が、その職務に関して、わいいろを吸受し、
又はこれを要求し、若しくは終東したときは、3年以下の懲役に処す
る。よって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、5
年以下の懲役に処する。

2 研究所の役員又は職員であつた者が、その在職中に譲託を受けて、
職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關し、わ

- いを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。
- 3 犯人の收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。
- 第32条 前条第1項又は第2項に規定する者に対してわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 第33条 第28条第1項〔報告及び検査〕の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の罰金に処する。
- 第34条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、3万円以下の過料に処する。
- (1) この法律により厚生大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
- (1)の2 第4条第3項〔定款の変更の届出〕の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第5条第1項〔登記〕の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
- (3) 第17条第1項〔業務〕に規定する業務以外の業務を行なったとき。
- (4) 第24条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- (5) 第27条第2項〔監督命令〕の規定による厚生大臣の命令に違反したとき。
- 第35条 第6条〔名称の使用制限〕の規定に違反して社会保障研究所という名称を用いた者は、1万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(研究所の設立)
- 第2条 厚生大臣は、研究所の所長又は監事となるべき者を指名する。
2 前項の規定により指名された所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時において、この法律の規定によりそれぞれ所長又は監事に任命されたものとする。
- 第3条 厚生大臣は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、定款を作成して、厚生大臣の認可を受けなければならない。
- 3 厚生大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ大藏大臣に協議しなければならない。
- 4 設立委員は、第2項の認可を受けたときは、連帶なく、その事務を前条第1項の規定により指名された所長となるべき者に引き継がなければならない。
- 第4条 附則第2条第1項〔研究所の設立〕の規定により指名された所長となるべき者は、前条第4項の事務の引き継ぎを受けたときは、連帶なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。
- 第5条 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。
(経過規定)
- 第6条 この法律の施行の際現に社会保障研究所という名称を使用している者は、この法律施行後6月以内にその名称を変更しなければならない。
- 2 第6条〔名称の使用制限〕の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。
- 第7条 研究所の最初の事業年度は、第19条〔事業年度〕の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。
- 第8条 研究所の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第20

条〔予算時の認可〕中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第9条 (略)

(所得税法の一部改正)

第10条 (略)

(法人税法の一部改正)

第11条 (略)

(厚生省設置法の一部改正)

第12条 (略)

(地方税法の一部改正)

第13条 (略)

附 則 (昭和45年6月1日法律第111号抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。(後略)

社会保障研究所定款

昭和39年12月27日
厚生大臣認可

目次

第1章	総務	則 (第1条—第3条)
第2章	役員	等 (第4条—第14条)
第3章	業務	資 (第15条・第16条)
第4章	審議	會 (第17条)
第5章	財務及び会計	(第18条—第25条)
第6章	雜務	則 (第26条—第28条)
付		

第1章 総 則

(目的)

第1条 本研究所は、社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もって国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設立の根拠及び名称)

第2条 本研究所は、社会保障研究所法(昭和39年法律第156号)に基づき設立された法人であつて、社会保障研究所と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本研究所の事務所は、東京都千代田区に置く。

第2章 役 員 等

(役員)

第4条 本研究所に、役員として、所長1人、理事2人及び監事1人を置く。

(役員の職務及び権限)

第5条 所長は、本研究所を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、所長の定めるところにより、所長を補佐して本研究所の業務を掌理し、所長に事故があるときはその職務を代理し、所長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、本研究所の業務を監査し、その結果に基づき必要があると認めるときは、所長又は厚生大臣に意見を提出することができる。

(役員の任命)

第6条 所長及び監事は、厚生大臣が任命する。

2 理事は、厚生大臣の認可を受けて所長が任命する。

(役員の任期)

第7条 所長及び理事の任期は、4年とし、監事の任期は、2年とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

第8条 次の各号の1に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
- (2) 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。)

(理事の解任)

第9条 所長は、理事が前条各号の1に該当するに至ったときは、これを解任するものとする。

2 所長は、理事が次の各号の1に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。

3 所長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

(役員の兼職禁止)

第10条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に從事してはならない。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第11条 本研究所と所長との利益が相反する事項については、所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が本研究所を代表する。

(顧問)

第12条 本研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、所長の諮問に応じ、本研究所の業務の運営に関する重要な事項について意見を述べる。

3 顧問は、厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。

4 顧問は、非常勤とし、その任期は2年とする。

5 顧問は、再任されることができる。

(参 与)

- 第13条 本研究所に、参与若干名を置くことができる。
2 参与は、所長の路間に応じ、本研究所の業務の運営に関し、意見を述べる。

3 参与は、本研究所の業務に関し学識経験を有する者たちから厚生大臣の認可を受けて、所長が委嘱する。

4 前条第4項及び第5項の規定は、本条の参与について準用する。

(職員の任命)

第14条 本研究所の職員は、所長が任命する。

第3章 業務

(業 務)

第15条 本研究所は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

- (1) 社会保障に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。
- (2) 社会保障に関する情報及び資料を収集すること。
- (3) 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務。

2 本研究所は、前項第4号に掲げる業務を行なおうとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

第16条 本研究所は、委託に基づいて前条第1項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ厚生大臣の認可を受けるものとする。

第4章 資産

(重要な財産の処分等)

第17条 本研究所は、土地及び建物を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、厚生大臣の承認を受けるものとする。

第5章 財務及び会計

(事業年度)

第18条 本研究所の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の認可)

第19条 本研究所は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

(財務諸表)

第20条 本研究所は、毎事業年度貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後2月以内に厚生大臣に提出して、その承認を受けるものとする。

2 本研究所は、前項の規定により財務諸表を厚生大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附するものとする。

(利益及び損失の処理)

第21条 本研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときはその残余の額は、積立金として整理するものとする。

2 本研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理するものとする。

(借入金)

第22条 本研究所は、厚生大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)

第23条 本研究所は、業務上の余裕金については、銀行への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第24条 本研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当に対し、必要な規程を設けるものとする。この場合において、その支給の基準を定めようとするときは、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(会計規程)

第25条 本研究所は、会計に関し必要な規程を設けるものとする。この場合においては、厚生大臣の承認を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

第 6 章 雜 則

(諸規程)

第26条 本研究所は、この定款に定めるものほか、組織規程、職員の任用規程その他業務の執行に關し必要な規程を設けるものとする。

(公告の方法)

第27条 本研究所の公告は、官報に掲載して行なうものとする。

(定款の変更)

第28条 この定款を変更しようとするときは、厚生大臣の認可を受けるものとする。

附 則

- 1 この定款は、社会保障研究所成立の日から施行する。
- 2 本研究所の最初の事業年度は、第18条の規定にかかるまでの成立の日に始まり、昭和40年3月31日に終わるものとする。
- 3 本研究所の最初の事業年度の事業計画及び収支予算については、第19条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「本研究所の成立後遅滞なく」とする。